

第3次福岡県男女共同参画計画

福岡県

県民一人一人が生きがいを持ち、いきいきと生活できる福岡県を築いていくためには、男女の差別をなくし、性別に関わりなく、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要です。

近年、少子高齢化や地方分権

目 次

第1部 基本的考え方について

1 計画策定の趣旨	1
2 男女共同参画の推進に関する福岡県の現状	2
3 計画の性格	6
4 計画の期間	6
5 計画の構成	6

第2部 男女共同参画社会実現の施策体



第1部

基本的考え方について

第 1 部

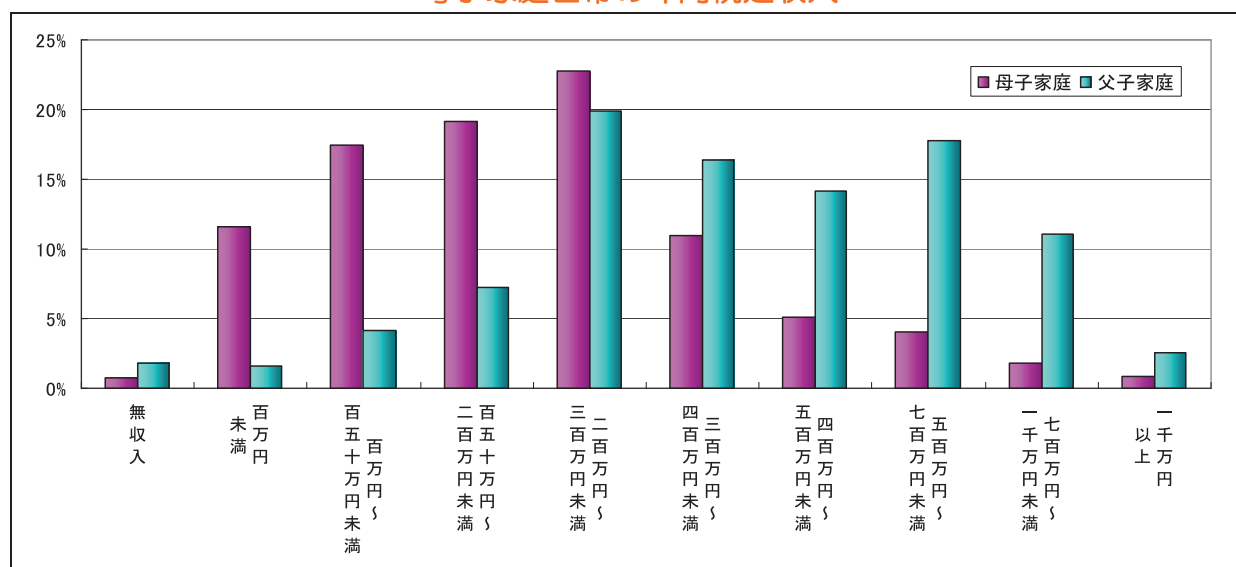


(4) 母子世帯、配偶者からの暴力被害女性の状況（福岡県「母子世帯等実態調査」平成 19 年、福岡県調査統計課調べ、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」平成 22 年、内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成 19 年 より）

福岡県の母子世帯は約 6 万 9 千世帯で、10 年間で 33% 増加しています。母子世帯の母親の 84% が仕事を持っていますが、そのうち 52% が非正規労働者です。年収は 200 万円未満が 49% となっています。

配偶者や交際相手から身体的な暴力を受けた経験がある女性は 19.5% となっています。また配偶者からの暴力被害者のうち、「心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で、仕事を探したいが探せない」人が 49% となっています。

母子家庭世帯の年間税込収入



◆ 平均年収 母子家庭世帯 約 244

(5) 人口等 (福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯 (推計)」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」より)

福岡県の人口、約 507 万人で、うち女

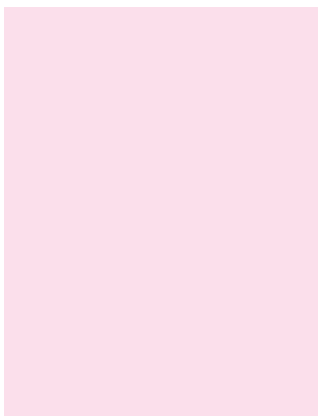
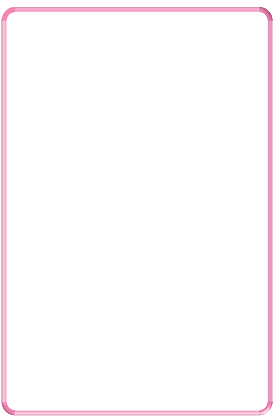
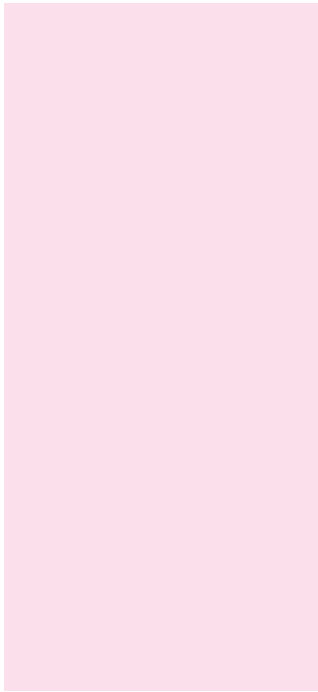
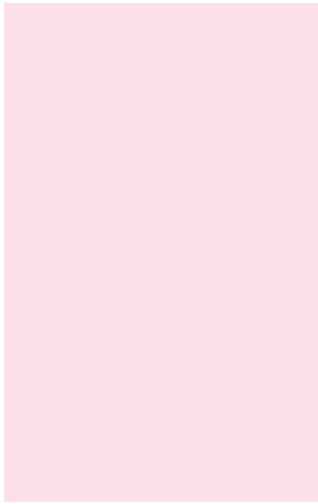
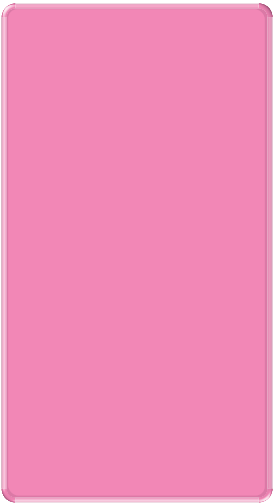
は

(千人)

- (1) 男女共同参画社会基本法及び福岡県男女共同参画推進条例に基づく計画です。
男女共同参画社会基本法第14条第

第2部

男女共同参画社会実現の
総論的経緯について



主要な観点の一つに掲げた「困難な立場にある

【具体的施策】

ア 母子店

【具体的施策】

ア 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止



これまでに学習や啓発活動をとおして、男女共同参画に関する理解を深め、知識を蓄積された団体の皆さんの力を、困難な立場にある女性を支援するための実践活動につなげていただき、地域全体での運動としてい

職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性の安定した就労を図ることは、女性の能力発揮、経済的な自立の基盤となるものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な課題です。

また、少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少傾向にある中、女性の意欲と能力が雇用の場で活かされることは、持続的な活力ある社会の実現に大きく貢献する。



【具体的施策】

ア 両立のための環境整備

- 男女従業員が仕事と育児・介護の両立を図り、協力して充実した家庭生活と職業生活を送ることができるよう、時間外労働の削減など、働き方の見直し
-

⑱ 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発と職場環境づくり



活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮できる機会の確保が不可欠であり、特に、行政・政治分野や企業管理・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出が必要です。

福岡県では、政策・方針決定の場への女性の参画を進めるために、県審議会等における女性委員の登用率を平成 22 年度末までに 40%とする目標を設け、取組を進めてきた結果、平成 22 年 4 月 1 日現在で 40.4%と目標を

イ 政治分野への女性の進出促進

企業における女性の登用や能力開発は企業の発展に不可欠であることへの理解を促します。
科学技術分野をはじめ、研究者全体に占める女性研究者の割合は増加傾向にありますが、
欧米諸国と比較
いくための環境
を高める取組

イ 科学技術・研究分野への女性の進出促進

③② 科学

地域の自治組織や各種団体において女性の登用が組織の活性化につながることへの理解を促し、地域役員等、地域における方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

農林水産業、商工業においては、家族経営、自営業が多く、労働時間と生活時間に明確な区別がつきにくく、労働の評価もわかりにくい状況があります。また、地域のリーダーとして活躍したり、事業経営・運営に主体的に関わる女性が多くなってきているものの、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣が残っていることから、方針決定の場等への参画はまだ不十分です。女性も事業の担い手として活躍できるよう、能力を発揮する機会の提供、能力向上のための支援等を行います。

【具体的施策】

ア 地域役員等への女性の進出促進

イ 農林水産業、商工業における方針決定過程への女性の参画促進

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で活躍している女性に対し、参画の促進・情報交換等のために、交流の機会を提供する。 ○ 「女性研修の翼」等を活用しながら、国際的視野を持つ女性リーダーを育成する。 	
--	---	--

イ 女性の起業支援等

- 新たに事業を起こす女性に対し、参考となる情報提供を行うとともに、必要な知識習得のための研修等の実施について検討する。
- 起業の計画段

③9 女性の起業支援

ウ チャレンジ支援のための情報提供

男女共同参画社会を実現するため

の整備や様々な啓発活動が進められ、県民の育成も進んできました。また、学校や家

庭では、様々な取り組みも実施されてい

【具体的施策】

ア 男女共同参画実現のための意識の醸成と情報の提供

イ 生涯学習・社会教育

での男女の平等感は着実に上昇していますが、多くの女性が就職を境に不
なっています。そのような中であっても、多くの若年層の女性が高い向上心
います。大学や企業、NPO法人等とも連携しながら、女性が社会に参
けることを促すとともに、若年層の男女が自身の問題として男女共同参
画社会の発展を促すよう啓発に努めます。

参加も進んできてはいますが、男性の育児休暇取得率は1%未満（福岡
県「子育て実態調査」平成20年）とまだまだ低率です。男女が共に社会責任と家
庭責任を担い、男女共同参画社会は男性にとっても伸び伸びとした

ウ 女性のニーズに配慮した防災・災害復興対策

男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。
少子高齢化の進展や地域・経済情

- 学校における性に関する教育は、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する教育が実施さ
- ⑤4 学校における適切な性に関する教育の推進

イ キャリア教育・進路指導の充実

ウ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進

情報通信技術の発達に伴い、性別や地域に関わりなく容易に情報を入手、発信できる多様な形態

ウ 行政広報・出版物の表現に関する配慮

<p>⑥3 男女共同参画の視点からの行政広報物等の検討</p>	<p>○ 行政広報・出版物について、男女共同参画の視点から、人権に配慮し性別に基づく固定観念にとられない表現を行うよう、市町村や関係機関に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none">・「行政広報物における表現のガイドライン」の検討・普及	<p>総務部 新社会推進部</p>
---------------------------------	---	-----------------------

性犯罪

⑥⑥ 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害女性の相談窓口の整備・周知を図る。 ○ 各相談機関が連携を図り、相談に迅速に対応する。 	警 察 本 部
------------	--	---------

高齢化の進展とともに、特に高齢女性の単身世帯が増加しています。高齢女性の自立と生活の安定を社会的に支えていく必要があります。

また、同和地区、障害者、県内に在住する外国人等の女性が抱える問題は、男女共同参画を阻害する人権問題です。人権を尊重することは、個人の個性と能力を十分に発揮するための基礎的条件であり、その問題解決に向けて取組を進めます。

【具体的施策】


ア 高齢女性への施策の推進

⑥⑦ 高齢女性への施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢女性が自立して、安全・安心な生活ができるよう、健康保持のための保健事業や地域における支援の取組を推進する。 ○ 高齢者が生きがいをもち、社会との関わりを継続していくことができるよう、学習や参画の機会の提供、環境整備を図る。 	新社会推進部 保健医療介護部
----------------	--	-------------------

イ 障害のある女性への施策の推進

⑥⑧ 障害のある女性への施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある女性に対する理解を促進するため、福祉サービス等従事者への啓発に努める。 ○ 障害のある女性について、雇用促進等において男女共同参画に配慮する。 	福 祉 労 働 部
-------------------	---	-----------

ウ 同和地区の女性への施策の推進

⑥⑨ 同和地区の女性への施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同和問題及び女性に関する問題の固有の経過等を十分に踏まえつつ、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づく施策の推進を通して、女性の人権が尊重される男女共同参画社会の実現に努める。 	保健医療介護部 福 祉 
-------------------	--	--

エ 外国人女性への施策の推進

女性は、妊娠・出産機能を備えていることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が健康に過ごすためには、~~女性の身体について、~~

い
対策

週以降と生後7
の時期に起こる疾
主を予

第3部

推進体制について

付属資料

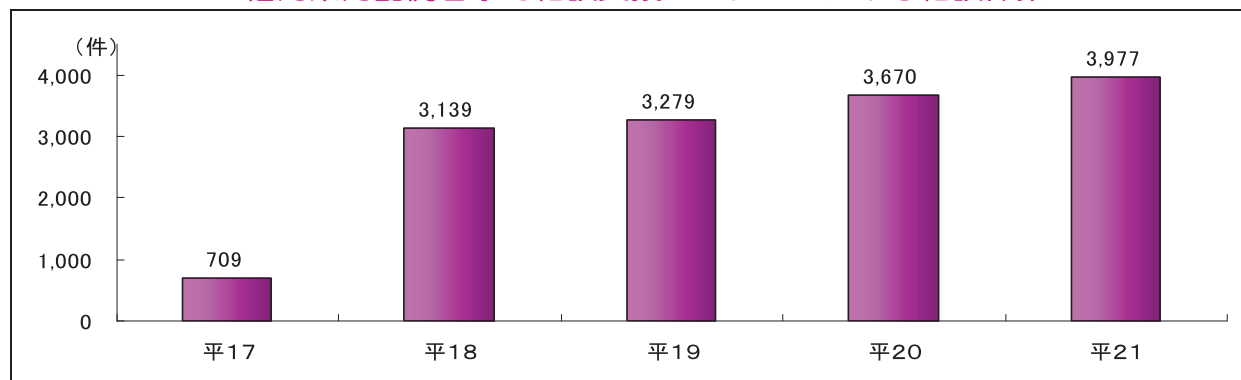






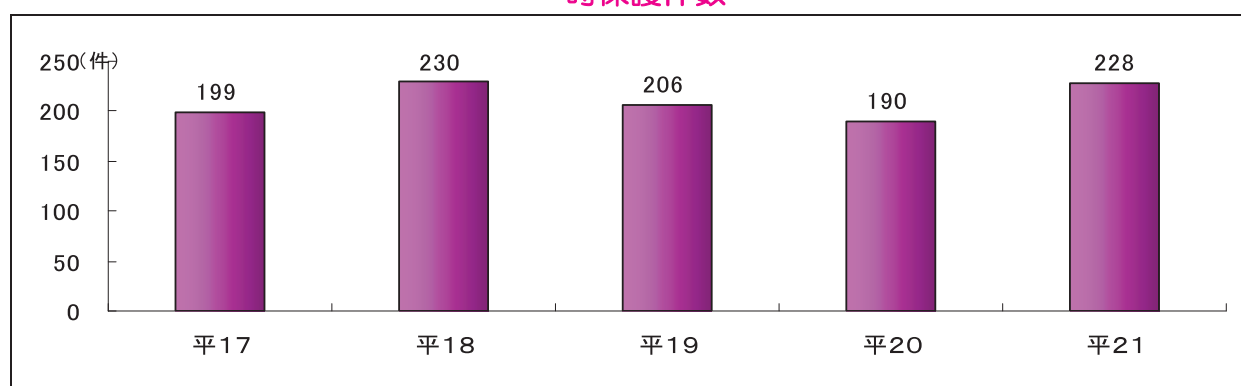
3 配偶者等

福岡県内配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



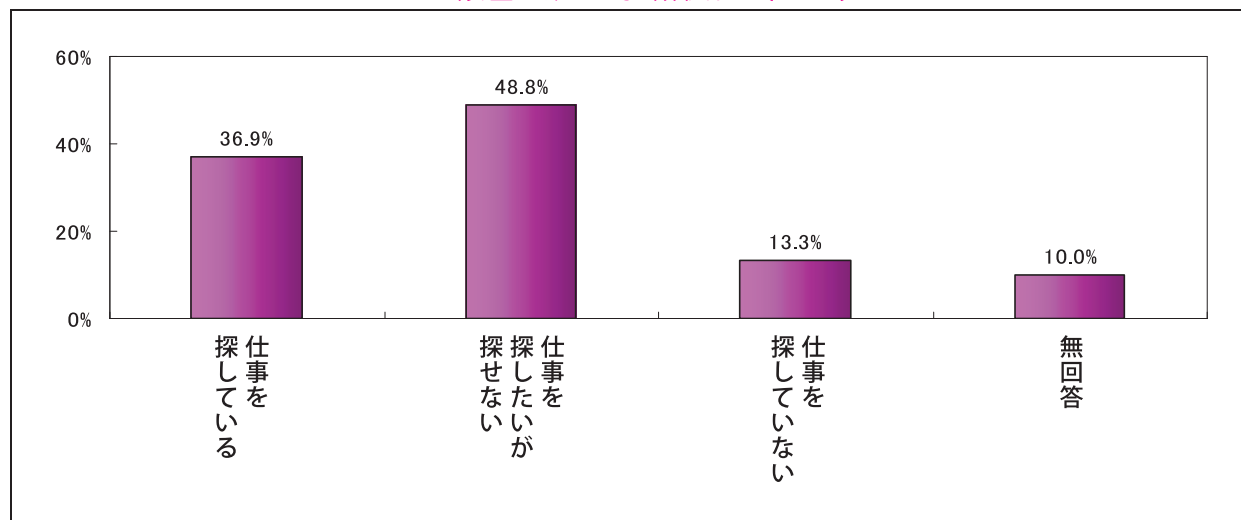
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

一時保護件数



備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

DV被害女性の求職状況（全国）



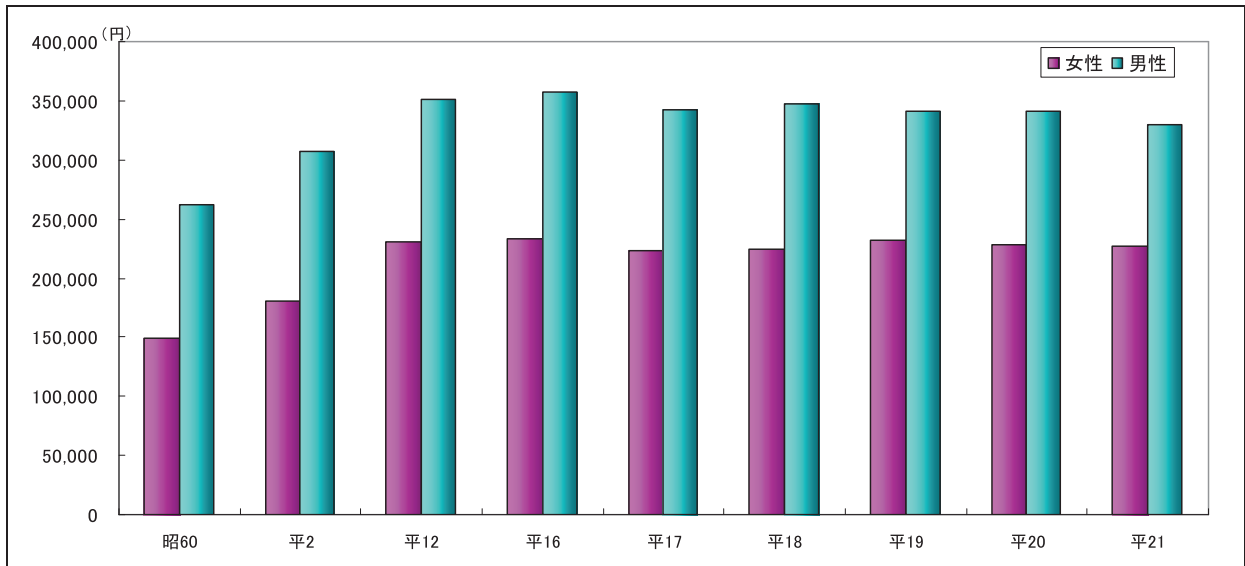
備考：内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」（平成19年）

DV被害者の相談・支援、啓発活動等を行うNPO団体数

◆ 7団体（平成17年） → 9団体（平成22年）

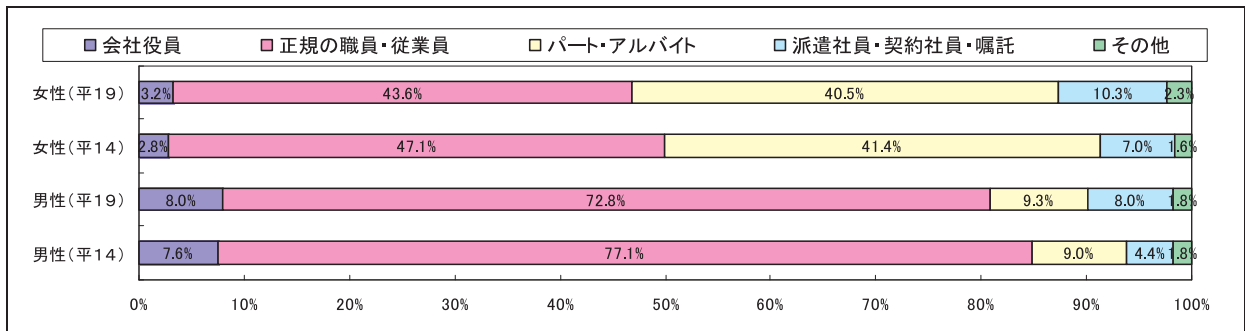
4 雇用

毎月決まって支給する給与額



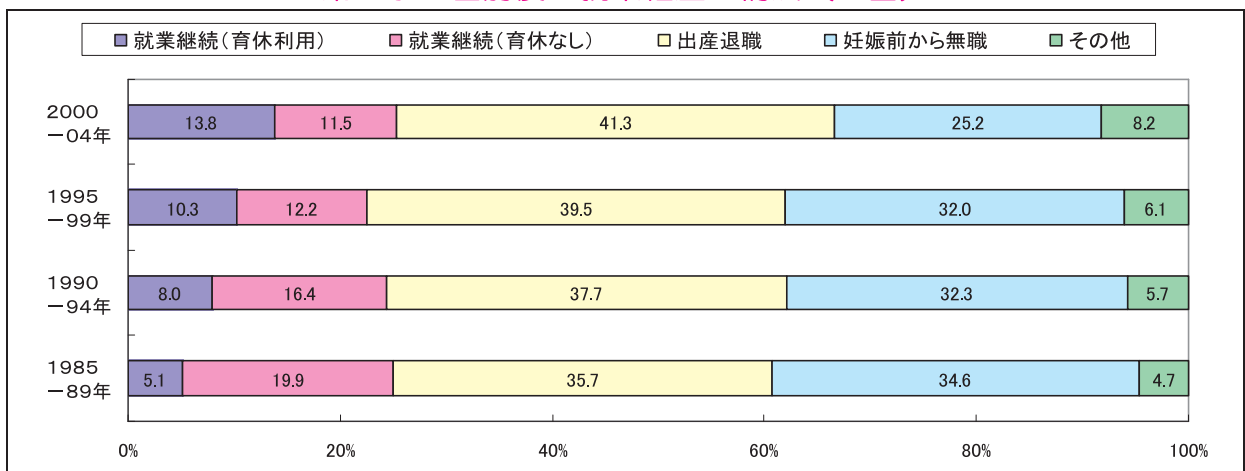
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」「労働力調査」

雇用者に占める非正規雇用者の構成割合

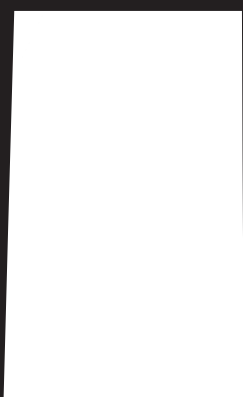


備考：総務省「就業構造基本調査」

第1子出産前後の就業経歴の構成（全国）



備考：国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成17年）





7 女性の安全

性犯罪の認知件数

	平17	平18	平19	平20	平21
強姦件数	143	142	140	122	84
強制わいせつ件数	418	449	424	385	355

備考：警察庁「犯罪統計書」

年	世 界	日 本	福 岡 県
1997年 (平9)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平10)			
1999年 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001年 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	
2002年 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置
2003年 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	
2004年 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	
2005年 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会
2006年 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平19)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)	
2008年 (平20)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)		6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	
2011年 (平23)			

男

こと。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第六号各号に

きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察
対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は
若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該職
員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場
所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内
容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項

雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律（抄）
（昭和四十七年七月一日法律第百十三号）

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等(第五条—第十条)
 - 第二節 事業主の講ずべき措置(第十一条—第十三条)
 - 第三節 事業主に対する国の援助(第十四条)
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助(第十五条—第十七条)
 - 第二節 調停(第十八条—第二十七条)
- 第四章 雑則(第二十八条—第三十二条)
- 第五章 罰則(第三十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律として、性別を理由とする差別の禁止等、事業主の講ずべき措置、事業主に対する国の援助、紛争の解決の援助、調停、雑則及び罰則を定めることとし、この法律を施行するに必要とする事項を定めることとするとともに附則を定めることとする。

(職場)

第二節 事業主の講ずべき措置

育児休業、介護

に係
後の
育児

(育児休
第六条)

付
属
資
料

- 一 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
- 二 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定め

次世代育

付
属
資
料

実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策

福岡県男女共同参画審議会会長 殿

福岡県男女共同参画審議会
に基づき、第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について貴審議会

平成22年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡 殿

福岡県男女共同参画審議会
会 長 野 口 郁 子

第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について（答申）

平成22年5月10日付22男女第122号で諮問のあった「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」の当審議会の意見は別添のとおりです。

◆ 福岡県男女共同参画審議会での審議状況

日時	会議等種別	内容
平成 22 年 5 月 10 日	審議会	○ 福岡県知事から諮問 ○ 計画部会委員の選出 ○ 計画策定のスケジュール ○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画について
5 月 10 日	計画部会	○ 部会長、副部会長の選出 ○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画について
6 月 28 日	計画部会	○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画の施策体系について
7 月 26 日	計画部会	○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画(素案)について
8 月 17 日	審議会	○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画(素案)について
11 月 4 日	計画部会	○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画の考え方(答申案)について
11 月 9 日	審議会	○ 第 3 次福岡県男女共同参画計画の考え方(答申案)について
11 月 16 日	答申	○ 福岡県知事へ第 3 次福岡県男女共同参画計画の考え方について答申

(参考) 意見募集(パブリックコメント)の結果

- 意見募集期間 平成 22 年 10 月 8 日から 10 月 22 日まで
- 意見件数 79 件

◆ 福岡県男女共同参画審議会委員名簿

(平成 22 年 11 月 16 日現在 50 音順 敬称略)

氏 名	所属団体
-----	------

付
属
資
料

第3次福岡県男女共同参画計画

平成23年3月発行

福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL(092)643-3391 FAX(092)643-3392



福岡県男女共同参画シンボルマーク

福岡県が平成15年度に作品を募集し
最優秀賞として選ばれた作品です。